

金融円滑化にかかる基本方針

高知市農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域の組合員利用者の皆さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当組合は、組合員利用者の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員利用者の皆さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当組合は、事業を営む組合員利用者の皆さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員利用者の皆さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当組合は、組合員利用者の皆さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員利用者の皆さまの経験等に応じて説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当組合は、組合員利用者の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ・相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員利用者の皆さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当組合は、組合員利用者の皆さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、組合員利用者の皆さまの同意を前提に情報交換し連携に努めます。
- 6 当組合は、組合員利用者の皆さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢についてその適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年2月1日から施行する。

この方針は、平成25年10月25日に改訂し、平成25年4月1日に遡って実施する。